

那珂市国民保護計画（案）に対する意見の募集についての結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成18年12月26日（火）～平成19年1月25日（木）

(2) 閲覧及び意見の募集方法

- ・那珂市ホームページへの掲載
- ・那珂市役所生活安全課での閲覧及び貸し出し
- ・那珂市立図書館での閲覧

(3) 閲覧等の概要

- ・ホームページへのアクセス 109件
- ・図書の貸し出し 2人

(4) (案)に対する意見（コメント）、質問等

- ・1人 意見（コメント：4件）、質問：2件

2 意見（コメント）、質問等の概要及びそれに対する市の考え方

(1) 意見（コメント）の概要

1. 一般住民にとっては、テロや武力攻撃事態などは縁遠いと思う。
2. 広く地域住民の意見を聴こうという試みは大切だと感じた。
3. 行政が、国民の安全確保のためにこのような計画を立てて活動していることを知ることができた。
4. 市内にきれいな「避難場所」の看板が目に入るが、この計画の一環なのかと改めて認識した。

(2) 質問

- ① ・第4章第3の2の緊急通報の伝達・通知や、第4章第1の弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れは、伝達の経路がすっきりしています。
・第8章第3節の公表・情報提供の流れは複雑だと感じますが、住民へは、情報提供と公表という形で二度情報が伝達されるのでしょうか。

(質問に対する市の考え方)

- ① 被災情報の公表・情報提供については、関係各機関、県、市の対策本部、消防及び警察等が連絡を密にし、情報の収集を行い、その内容について、市は住民に対して防災行政無線やホームページ、広報車等で、国、県は報道機関、ホームページ等を通じ公表・情報提供に努めることとなり、各機関が共有した情報をそれぞれ伝達するものと考えられます。

- ②・市長が収集した被災情報は、住民へ情報提供されます。
- ・その情報は、市長→知事→総務大臣→国対策本部長→へ報告され、国民に公表されます。
 - ・市長から届いた情報と、国対策本部長から公表される情報に日数的時間差はどの程度あり、住民は前者と後者の情報をどのように受ければ良いのでしょうか。

(質問に対する市の考え方)

- ② 提供される情報については、市が提供する情報と国が公表する情報は市が住民に提供する段階で、国、県も内容を把握していると考えられるので、情報が伝わる時間差はほとんど無いと思われれます。
- また、公表する内容については国・県・市が共有したものになり、あらゆる方法（防災無線、報道機関、ホームページ等）で公表されます。